変更前後対照表

(下線:変更箇所)

(<u>下線</u> :変更箇所)				
武庫之荘駅前西地区地区計画				
	項目	地区の 区分	変更後	変更前
地区整備計画	建敷 最低層住宅A区域	層住宅A区	150 ㎡とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、この規定を適用しない。 (1) この地区計画が決定された際現に建築物の敷地として使用されている土地で150㎡に満たないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば150㎡に満たないこととなる土地(以下「既存不適格土地」という。) (2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部	150 ㎡とする。但し、次の各号のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、この規定を適用しない。 (1) この地区計画が決定された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で150㎡に満たないもの (2) この地区計画が決定された際、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば150㎡に満たないことになる土地
		層住宅B区	130 ㎡とする。ただし、次の各 号のいずれかに該当し、その土地 の全部を建築物の一の敷地とし て使用する場合は、この規定を適 用しない。 (1) この地区計画が決定された 際現に建築物の敷地として使 用されている土地で130㎡に満 たないもの又は現に存する所 有権その他の権利に基づいて 建築物の敷地として使用する ならば130㎡に満たないことと なる土地(以下「既存不適格土 地」という。) (2) 既存不適格土地の全部又 に所接する土地の全部又 は一部	130 ㎡とする。但し、次の各号のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、この規定を適用しない。 (1) この地区計画が決定された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で130㎡に満たないもの (2) この地区計画が決定された際、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば130㎡に満たないことになる土地